

令和7年度事業計画書（要旨）

【事業目的】

本協会は、会員相互の緊密な連絡協調により、自動車運転者教育の健全な発展を図るための事業を行い、もって交通の安全と社会公共の福祉に寄与することを目的とする。

【活動の指針】

- 1 社会的責任を自覚させる運転者教育の推進
- 2 教習生等から信頼される教習水準の向上と教習環境の整備の推進
- 3 地域の安全に貢献する諸活動の推進

【事業内容】

- 第1 交通安全意識の高揚に関する諸施策の実施
 - 1 地域における交通安全教育センターとしての交通安全活動の推進
 - (1) 地域の交通安全諸活動への参加
 - (2) 交通安全運動等に協賛した広報啓発活動の実施
 - 2 受講者の態様に応じた「運転免許取得者教育」等の推進
 - (1) 運転免許取得者教育の推進
 - (2) 障がい者を対象とした自動車運転再開支援活動等の推進
- 第2 自動車教習所の運営に関する調査研究と諸施策の推進
 - 1 道路交通法改正等に伴う教習方法等に関する情報提供と県警察との調整
 - 2 各種デジタル化等に向けた取組の推進
 - (1) 教習所等連携システムの有用化
 - (2) 法定講習等のオンライン化の継続
 - (3) 「教習原簿」等のデジタル化・オンライン化に向けた情報収集と県警察との連携の継続
 - (4) 適正なオンライン学科教習実施に伴う情報提供等
 - 3 高齢運転者の交通事故防止に関する取組の推進
 - (1) 高齢者を対象とする更新時講習・認知機能検査等の、いわゆる認定教育等について、関係法令に則った適正な実施
 - (2) 関係機関・団体等と連携した高齢運転者支援のための交通安全教室等の開催
 - 4 指定自動車教習所業の健全な発展のための諸施策の推進
 - (1) 入所（校）者数の平準化に向けた取組
 - (2) 教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究への的確な対応
 - (3) 「活用事例付き自動車学校のための『助成・優遇制度活用ハンドブック』（令和5年改訂版）」を活用した各種助成・優遇制度の情報発信と促進
 - (4) 指定自動車教習所広報月間（6月）及び指定自動車教習所の日（6/25）を踏ま

えた広報活動

5 公正な競争秩序の確保及び消費者保護の推進

- (1) 新任管理者研修会、管理者部会等における公正競争規約の説明
- (2) 「指定自動車教習所公正競争規約」に基づく、各所校が行う広告等のチェック及び事前相談への対応

6 適正な個人情報保護等の推進

- (1) 個人情報保護に係る実務研修会の開催案内及び個人情報の安全管理措置の周知徹底
- (2) 個人情報保護規程の適正な運用
 - ① 指定自動車教習所業における個人情報保護指針の遵守
 - ② 教習所事業者個人情報保護規程の遵守

7 会員、管理者等の各種会議・研修会等の開催

- (1) 定時総会、理事会、各部会の開催
- (2) 専門委員会（総務、教習）の開催
- (3) 初心運転者交通事故者率低減対策委員会の開催
- (4) 上部団体が主催する事業への参画

8 統計資料の提供

- 教習の実施状況（教習生入所・卒業者数）
- 高齢者講習・認知機能検査等実施状況
- 運転免許取得者教育実施状況
- その他教習業務に資するもの

第3 教習・講習水準の向上及び福利厚生事業の実施

1 道路交通法に基づく各種法定講習の効果的な実施

- (1) 集合講習（オンライン）
- (2) グレードアップ講習
- (3) 副管理者講習

2 新任管理者研修会の開催

3 教習指導員等の各種養成講習の開催

- (1) 技能検定員養成講習
- (2) 教習指導員養成講習
- (3) 警察庁方式運転適性検査指導者養成講習
- (4) 認知機能検査員養成講習
- (5) 第一種応急救護処置指導員養成講習

4 全日本指定自動車教習所協会連合会（以下「全指連」という。）主催の研修会の受講

- (1) 新任設置者研修会
- (2) 新任管理者研修会
- (3) 発達障害者担当研修会

- (4) 障害者教習指導員研修
- (5) 高齢運転者支援指導員研修
- (6) 高速教習指導員研修
- 5 「教習所協会だより」の発行
- 6 教習所業務実施中の不慮の事故に対する保険事業の加入案内
- 7 会員教習所・職員向け損害保険団体制度等の加入案内
- 第4 自動車運転に関する教習方法等の調査研究
 - 1 初心運転者交通事故者率低減を図るための効果的な教習方法等の推進
 - (1) 初心運転者交通事故者率低減対策委員会における効果的、体系的な教習の研究
 - (2) 初心運転者交通事故者率低減対策委員会の提言に基づく施策の継続
 - (3) SDカード取得勸奨制度の活用による交通事故防止対策の推進
 - 2 教習等に関する不適正事案防止対策の推進
 - 3 障がい者に対する自動車運転再開支援活動への取組（再掲）
- 第5 所校の施設、教材などの改善に関する情報提供等
 - 1 教習業務及び各種講習等を適正に行うための施設、資器材等の情報提供
 - 2 身体障がい者、高齢者に配慮した環境の整備
 - 3 障害者差別解消法に対応した教習の推進
- 第6 教材等の合同調達
 - 各種教材等の斡旋及び合同調達の推進
- 第7 会員及び職員等の表彰
 - 1 長野県警察本部長等・県協会長連名表彰
 - 2 関東管区警察局長・関東指定自動車教習所協会連会長連名表彰
 - 3 全指連会長表彰
 - 4 長野県交通安全運動推進本部顕彰の推薦
- 第8 関係行政庁及び関係諸団体との連絡協調
 - 1 協会の諸活動及び地域の交通安全活動のため、次の関係機関・団体等との連携
 - 2 公益団体等に対する協賛・支援活動
- 第9 その他、目的を達成するために必要な事業
 - 1 公益目的支出計画の確実な推進
 - 2 適正な会計業務の推進
 - 3 公益法人制度改革（公益法人会計基準等）への対応